

生駒市ヘイトスピーチ等に関する相談業務実施要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）第 5 条第 2 項に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずる体制を整備することを目的とする。

（ヘイトスピーチ等に関する相談）

第 2 条 市長は、ヘイトスピーチ等を受けたことによる精神的な不安の解消及びその対応を図るための相談（以下「ヘイトスピーチ等に関する相談」という。）に応ずる業務を実施するものとする。

2 ヘイトスピーチ等に関する相談ができる者は、生駒市自治基本条例（平成 21 年生駒市条例第 20 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する市民とする。

（相談の実施日）

第 3 条 ヘイトスピーチ等に関する相談の実施日は、原則毎月第●週の●曜日とする。ただし、その日が生駒市の休日を定める条例（平成元年 4 月生駒市条例第 20 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たる場合は、この限りでない。

（相談の実施時間）

第 4 条 ヘイトスピーチ等に関する相談の実施時間は、午前 10 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 3 時までとする。

（相談の申込み等）

第 5 条 ヘイトスピーチ等に関する相談をしようとする者は、相談の実施日の 1 週間前までに、市長に対して申込みを行うものとする。

2 ヘイトスピーチ等に関する相談の所管課の職員は、前項の申込みがあつた場合は、相談申込受付簿に必要事項を記入するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、緊急を要すると認める場合は、別の取扱いをすることができる。

（相談の実施）

第 6 条 ヘイトスピーチ等に関する相談に応ずる業務は、生駒市ヘイトスピーチ等に関する相談員（以下「相談員」という。）により行うものとする。

2 相談員は、相談者からのヘイトスピーチ等に関する相談に応じ、ヘイトスピーチ等の対応策となる助言等を行うものとする。

3 相談員は、奈良県弁護士会に所属する弁護士のうちから市長が委嘱する。

4 相談員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

5 相談員は、非常勤の特別職とする。

6 相談員の報酬の額は、日額 20,000 円とする。

(相談記録簿)

第 7 条 相談員は、ヘイトスピーチ等に関する相談に応ずる業務を行ったときは、相談記録簿を作成し、その取扱い状況を明らかにしておかなければならない。

(秘密の厳守)

第 8 条 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(施行の細目)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、ヘイトスピーチ等に関する相談に応ずる業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。